
社会福祉法人千楽

役員・評議員等報酬規程

社会福祉法人千楽 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千楽（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会委員を併せて役員等という。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づきこの法人に置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に基づきこの法人に置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、業務に応じた報酬等を支給することができる。

2 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、別表第2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する

別表1（役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	5,000円

（2）理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	5,000円

（3）監事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	8,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	5,000円

（4）評議員選任・解任委員会委員

区 分	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	5,000円

別表2（役員等の旅費）

区 分	日 当	宿泊料	交通費
評議員	5,000円	10,000円 以内で実費	実費
理 事	5,000円	10,000円 以内で実費	実費
監 事	5,000円	10,000円 以内で実費	実費
評議員選任・解任委員会委員	5,000円	10,000円 以内で実費	実費